

# 博士学位論文審査要旨

2016年1月28日

論文題目： 納税意識と納税行動に関する経済分析

学位申請者： 林 智子

審査委員：

主 査： 経済学研究科 教授 八木 匡

副 査： 経済学研究科 教授 伊多波 良雄

副 査： 経済学研究科 教授 宮澤 和俊

要 旨：

国の財政状況が悪化するにしたいがい、税を公平かつ効率的に徴収することの重要性は増大している。しかしながら、納税者の意識に関する実証的な分析を基にした、納税者の納税行動に関する研究はこれまで十分に行われていない。本論文では納税意識と納税行動を分析すると共に、徴税の効率性と公平性を分析している。

第1章では、納税行動に影響を与えると考えられる、税負担と政府の提供する行政サービスに関する意識データをアンケート調査によって収集し、実証的に分析している。順序ロジット分析に基づく分析結果では、行政サービスに対する個人の要求や満足度が納税者の税に対する考え方に影響を与えていることが明らかになっており、その詳細な関係性を明確化した点は、重要な学術的貢献であると評価できる。

第2章では、納税者が負担している納税協力費の推計を行っている。これまで税の社会的費用を考える場合に、経済主体の行動を歪める非効率性を中心に議論してきたが、納税者が負担している税務資料作成等の費用（納税協力費）も社会的費用に含まれる。この章では、Sandford(1981)の実証分析手法を参考にアンケート調査を行い、わが国の納税協力費総額を推計している。推計の結果は、わが国の事業所得者の納税協力費合計は8184億円となり、国の運用コスト7185億円と比較すると、税の実施費用総額の多くの部分を民間の納税協力費に依存していることが示された。このような社会的費用の大きさは、消費税改革を行う際に発生する社会的費用を推定する際に、重要な情報になると理解しており、重要な学術的貢献であると言える。

第3章では、納税者の持つ良心等の精神的要素を明示的に入れる形で、Allingham and Sandmo(1972)の理論研究を発展させ、脱税行動を理論的に分析している。分析の結果、脱税行動における所得効果と代替効果の相互作用により、良心の大きさと脱税額との関係が単調性を満たさない場合があることを明らかにしており、学術的貢献と認められる。

第4章では、滞納整理の効率性について、国税データを丁寧に収集し、税目別徴税コストを推計することにより分析している。分析の結果、申告所得税に関して、滞納整理コストと回収額との間に非線形性が存在しているという、興味深い結果を得ている。

第5章では、地方税徴収率の低下に関して分析を行い、従来の徴収率の定義で、自治体間での徴収率比較を行う場合の問題を指摘している。論文では新たな徴収率指標を提案し、全国各自治体668市へのアンケート調査とヒアリング調査を行い不足データの補完を行なった上で、徴収率の決定要因を最小二乗法で分析している。その結果、大半の自治体で採用している収納嘱託員制度を用いるよりは、経験を積んだ職員の配置と職員数の増員が有効であり、また、執行強度が徴収率に影響を与えることが示された。このような分析はこれまで行われておらず、学術的価値の

高い研究であると評価する。

林氏の論文は、税制に関して、これまでに研究がほとんど行われてこなかった問題に対して、独自に丁寧なデータ収集を行い、有益なる分析結果を導いている点において、学術的価値の高い論文であると評価できる。よって、本論文は、博士（経済学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2016年1月28日

論文題目： 納税意識と納税行動に関する経済分析

学位申請者： 林 智子

審査委員：

主 査： 経済学研究科 教授 八木 匡

副 査： 経済学研究科 教授 伊多波 良雄

副 査： 経済学研究科 教授 宮澤 和俊

要 旨：

2016年1月26日17時00分から19時00分まで、良心館RY433教室にて学位申請者に対する総合試験を行った。申請者は博士学位論文に関して体系的且つ論理的な報告を行った。上記審査委員からの質疑に対しても、的確な回答をもって本論文の学術的価値を示し、同時に、社会科学的研究方法に関しても、十分な学識と実践力を有していることを証明した。

学位申請者は、本論文を執筆するために数多くの英文の文献をレビューしていることから、博士学位にふさわしい英語能力を持つと判断する。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目： 納税意識と納税行動に関する経済分析

氏名： 林 智子

## 要 旨：

税は、その本質に強制性が存在する以上、納税にあたっては誰もが税負担を感じることになる。したがって、納税者の税負担感は極力等しいものであることが求められ、租税制度に関する研究において、税負担の公平性は最も重要視されてきた。しかし、納税者は強制性を伴う税に対しては、あらゆる手段・方法を使ってその軽減や回避を図ろうと構えたりする。実際、申告所得税では、九・六・四（クロヨン）と言われる所得捕捉率が問題になっていることは周知のことである。このように、租税制度の公平性が達成されるためには、制度上における公平性だけでなく、徴税率等の違いを反映した実際の税納付額における公平性が達成されることが必要となる。この公平性を達成するためには、公平に課税した上で公平に徴収し、課税と徴収の両面から公平性を達成するための制度設計を検討する必要がある。そのためには、税構造における税負担配分の公平性を検討するだけでなく、納税者の納税行動を分析し、脱税誘因構造を分析することによって、議論を深めていく必要があると考える。さらに、租税制度の当事者は税務行政機関であり、これに対するもう一方の当事者は納税者である。当事者双方の視点から公平性について研究を進める必要があると考える。

例えば、納税者は税についてどのような意識を持っているのかを考える。この場合、同じ所得で同じ税額を納めても、税負担感は人によって異なると予想される。このような税負担感の違いを生み出す要因は何であるのか。この問いは、税負担感が重い場合は、それが納税者の脱税や租税回避行動に直結するののかという問いに繋がる。また、税務行政機関には、脱税や滞納を回収する制度が設計されており、この制度は公平性を維持するために重要な役割を果たしている。このように、租税制度において、税負担の公平性が十分に配慮された税制であっても、その執行において、これらの公平性を維持する仕組みが十分に機能していなければ公平性を達成することはできない。これまで、この点に着目した実務面からの研究は少なく、また、納税者と税務行政機関の双方の立場から、税が執行された場合の租税制度の公平性を支えるという視点に立った研究はほとんどなされていない。また、納税者の心理面からの研究も少ない。

本論文は、このような問題意識に基づき、納税者と税務行政機関の双方の視点から、租税制度について考察することを目的とする。特に、第1章から第3章では、納税者側の視点で納税意識と納税行動に焦点をあて、第4章と第5章では、税務行政当局側から主に徴税の効率性から公平性について検証考察する。

第1章では、高齢化が急速に進む中、消費税率の引上げが行われようとしている。その現状で、国民は税負担について、および政府の提供する行政サービスについてどのように感じているのだろうか、国民の税に対する意識の要因を検証し、そのメカニズムを考察した。

納税者の税意識を検証することは、税負担を国民が許容できるかどうかを判断する上でも重要である。方法は、アンケート調査を実施し、その個票データを用いて順序ロジット分析の手法で検証を行った。検証の結果は、納税者の税に対する考え方に違いを生じさせている要因は、高齢者か若年者か、または、高等教育を受けているかどうかなど個人的属性とともに、行政サービスに対する個人の要求や満足度が作用し、行政サービス水準に対する妥当性を感じられるかどうかの影響することがわかった。そして、国民が税は強制的にとられるものと否定的に考えるか、または、税を社会の貢献など肯定的に考えるかの違いは、国の政策の理解と政府を信頼できるかど

うかが重要であり、高等教育を受けていることが国の政策の理解に影響を与えると予想される結果が得られた。

また、高齢者に比較して若年者は税の強制性を強く感じ、税負担感を高める傾向が見られた。高齢者は直接受益を感じる行政サービスを受ける機会が多い。このことから、税負担感は、受益の可視性が重要であると考え。国民が、政府の提供する政策や行政サービスを理解することは、受益と負担の明確化を通じて税意識に影響を及ぼすと言えるだろう。

第2章では、税の実施費用を納税者が負担していることについて、これまでほとんど議論されてこなかった点に着目し考察を行った。わが国では税務当局の徴税费のみ公表されており、納税協力費の計測などは、既存研究でも行われていない。本章では、Sandford(1981)の所見を概観しながら実地調査を行い、その調査結果のデータを基にわが国の納税協力費総額を推計した。その際、主に事業者に焦点を当て、事業所得者の納税協力費を計測し、そこから税の実施費用総額の把握を行う方法を用いた。推計の結果は、自業者一人当たりの年間納税協力費は35万693円であり、その家族らが税務にあたった時間的費用を加えると自営業者1件当たりの年間納税協力費は43万6281円の負担となった。さらにわが国の事業所得者の納税協力費合計は8184億円となり国の運用コスト7185億円と比較すると、税の実施費用総額のほとんどを民間の納税協力費に依存している結果となった。納税義務者にとって、高い納税協力費の負担は納税に対する協力の欠乏を招き、脱税の増加をもたらす可能性を含むことになる。

今後消費税率の上昇が行われる中で、逆進性の是正策として複数税率が採用されれば、インボイスの導入の実施が予想される。そうなれば、さらなる納税協力費の増加が要求される。事業所得額の低い事業者にとっては、納税協力費の大きさは重要な問題である。今後、納税協力費の負担から逃れるため、小規模事業者が、消費税での免税事業者の範囲をこえないようにするなどの商業活動の縮小を選択させる要因となる可能性も否定できず、経済活動に影響を及ぼす懸念もある。納税協力費の問題は、費用負担において、公平性を損なう問題である。また、その費用負担に制限がなく、納税協力費を見直す政策がほとんどないことも、今後、租税制度の公平性の問題として考慮されるべき問題であると考え。

第3章では、租税制度の公平性を脅かす脱税や租税回避等の問題が現実には生じている点に着目して納税者の脱税行動について考察した。脱税研究については、Allingham and Sandmo(1972)が先駆的理論分析を行っており、多くの研究がこの論文に基づいて発展してきている。しかし、納税者の持つ良心等の精神面には触れていない。検証の結果、納税者の良心の大きさが脱税行動に影響し、良心がある一定までは脱税を増加させ、それ以降は脱税を減少、あるいは脱税を行わない良心の大きさがあることを示した。

第4章、第5章では、税務行政機関が租税制度の執行において、公平性を支えるという視点から考察を行った。第4章では、滞納が公平性を阻害することから大きな問題になっているにも関わらず、詳細な研究がほとんどなされていない点に着目した。

滞納整理について費用対効果という観点から税務行政が有効に機能しているのかどうかを検証した。検証にあたり、まず、税目別徴税コストを推計した。その際、国税庁にて情報開示請求により「国税局別課(室)別定員配置表」及び「国税局別税務署事務別定員配置表」を入手し、それに基づき各年度別、業務内容別に職員数を振り分け徴税コストを求めた。検証の結果、滞納整理コストに対する反応が最も良いのが法人税であり、次が消費税、源泉所得税となった。申告所得税については、滞納が生じた場合にコストをかけても回収が進まないという結果になった。申告所得税の滞納は、各税目の中でも多額に上り公平性において問題が生じるため、税務行政機関では、コストをかけて回収を進めてきている。本章の結果を得て、申告所得税は、滞納整理という方法以外で滞納の発生を抑える方策を検討し、公平性を維持する必要があると考える。

第5章では、公平性の視点から問題である地方税徴収率の低下と、近年、徴収率が自治体間において徴収努力の指標とされることに関して、全国各自治体668市へのアンケート調査とヒアリ

ング調査を行い不足データの補完を行なった上で、検証を行った。その結果、従来の徴収率の定義で、自治体間で徴収率を比較することは不適切な判断を与える点を指摘した。そして、既存研究ではなされてこなかった新たな徴収率指標を提案した。さらに、地方税徴収率について自治体間で差が生じていることについて、その決定要因分析をクロスセクションデータによる最小二乗法で検証した。その結果、徴収率の上昇のために大半の自治体で採用している収納嘱託員制度を用いるよりは、経験を積んだ職員の配置と職員数の増員が有意であり、また、執行強度が徴収率に影響を与える結果を得た。

さらに、これまで、住民税の徴収率と固定資産税の徴収率では、住民税の徴収率が良いとされていたが、滞納額を回収した税額を毎年累積させていく方法で見ると、5年後には、住民税と固定資産税の徴収率の差はほとんどないことがわかった。これは、税務行政機関の徴収努力の成果であり、同時に納税者の納税への意識が働いたものであると言える。検証の結果、徴収率は単年度で見るのではなく、数年単位で追って見ていく必要があると考える。